

I P通信網サービス契約約款（OCN）別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））【現改比較表】 2022年3月11日現在

～2024年3月17日

2024年3月18日～

目次（略）

第1章～第3章（略）

第4章

（第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断）

第20条（略）

（利用停止に伴う第2種契約の扱い）

第21条 共通編第26条（利用停止）に規定するほか、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）に附帯するサービスであって、共通編第39条（債権の譲渡）又は当社のホームページ

（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるところにより請求事象者へ譲渡したサービス（以下「タイプ8のコース2のオプションサービス」といいます。）の料金その他の債務を支払わないときは、当社のI P通信網サービス契約約款に定めるI P通信網サービス（その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに対応するものに限ります。）の支払い状況にかかわらず、タイプ8のコース2のオプションサービスの料金その他の債務が支払われるまでの間、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行います。

2（略）

第5章～第8章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

目次（略）

第1章～第3章（略）

第4章

（第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断）

第20条（略）

（利用停止に伴う第2種契約の扱い）

第21条 共通編第26条（利用停止）に規定するほか、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）に附帯するサービスであって、共通編第39条（債権の譲渡）又は当社のホームページ

（<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>）にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるところにより請求事象者へ譲渡したサービス（以下「タイプ8のコース2のオプションサービス」といいます。）の料金その他の債務を支払わないときは、当社のI P通信網サービス契約約款に定めるI P通信網サービス（その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに対応するものに限ります。）の支払い状況にかかわらず、タイプ8のコース2のオプションサービスの料金その他の債務が支払われるまでの間、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行います。

2（略）

第5章～第8章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

～2024年3月17日

2024年3月18日～

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 (略)

1-2 料金額

1-2-1～1-2-6 (略)

1-2-7 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごと に
総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト
(<https://s.ocn.jp/univ>)に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値を同値
の月数分の期間において、支払を要します。

1-2-8 (略)

第2 (略)

第2表～第4表 (略)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 (略)

1-2 料金額

1-2-1～1-2-6 (略)

1-2-7 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)

備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごと に
総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト
(<https://s.ocn.jp/relay>)に掲載するものとします。)を1円で除して得られる数値を同値
の月数分の期間において、支払を要します。

1-2-8 (略)

第2 (略)

第2表～第4表 (略)